

◆保育士修学資金貸付制度

修学資金の貸付金の返還免除、幼稚園・認定こども園の業務に 従事しようとする者も対象に

平成25年4月1日から、待機児童の解消のため保育士の人材確保を推進する観点から「保育士修学資金貸付制度」が実施されることとなりました。

この制度は、保育士を養成する学校などの指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対して修学資金を貸し付け、保育士の養成確保に資することを目的として、都道府県又は都道府県社会福祉協議会等が実施するものです。

貸付対象者は保育士を養成する学校などの指定保育士養成施設に在学する者であり、在学中に2年間月額5万円以内の修学資金などを貸し付けることとされています。さらに、養成施設を卒業後1年以内に保育士登録を行い、当該貸し付けを受けた都道府県内の「保育所等」において児童の保護等の業務に従事し、かつ、5年間引き続いてその業務に従事した場合には、その返還を免除することとされています。

この場合の「保育所等」には、

①学校教育法第1条に規定する幼稚園のうち、

a) 預かり保育を週5日以上実施している施設

b) 貸し付け対象者が勤務を開始してから5年以内に「認定こども園」への移行を予定している施設

②認定こども園

が含まれることとなっています。

各都道府県団体におかれましては、この制度の実施状況についての的確に把握されるとともに、各地域において適切な取り扱いがなされるよう、ご配慮をお願い申し上げます。

[本号は1枚]